

令和7年度 市単 佐久平駅周辺街路樹等維持管理業務 特記仕様書

1 業務名 令和7年度 市単 佐久平駅周辺街路樹等維持管理業務

2 業務箇所 佐久市 佐久平駅周辺地区

3 業務の期間 着手の日から 令和8年3月24日まで

4 業務の目的

本業務は、佐久平駅周辺、及び新たに整備した佐久平駅南地区の街路樹や植栽を適切に管理することで、市民や佐久市を訪れる人々にとって魅力的で快適な都市空間を創出・維持することを目的とする。

5 業務の位置づけと意義

- (1) 本業務箇所は、「佐久平駅南地区まちなみ整備方針」において、「佐久平の玄関口としてふさわしい景観の形成と維持をはかり、人々にゆとりある居心地よい空間を提供し、回遊性の向上、賑わいを創出する」こととしており、多数の街路樹を植栽するとともに、休憩のための施設を設けるなど特色あるまちづくりを行っている。
- (2) 街路樹は、まちなみに統一感を与え、季節感や潤いをもたらす。また、緑陰を形成し、夏の日差しを和らげ、歩行者の快適さを保つ等の役割も担っている。
- (3) それらの街路樹等を一体的に管理し、都市部としてのみずみずしさ、憩いの場を創造し、市民の誇りとなる街並みをつくり育んでいくことで、市民が佐久市に暮らし続けたいと思い、佐久を訪れる人にも魅力を感じさせることができ、定住人口や交流人口の増加につなげることを目指している。

6 業務内容

- (1) 除草・草刈等（年2回：7月～10月）
- (2) 剪定（対象の樹木1回）
- (3) 病虫害防除（当初業務には含めず、実施する場合は変更対象とする。）

※業務の実施にあたっては、「6 業務事項詳細」および「標準仕様書」に則って行うこと。

7 業務事項詳細

※実施回数はカッコ内以上とする。

- (1) 除草・草刈等（年2回：7月～10月）

ア 下図に示す道路上に位置する植樹樹の除草・草刈りを行う。

（除草面積約5,713.4㎡。うち機械除草4,186.5㎡。人力除草1,526.9㎡）

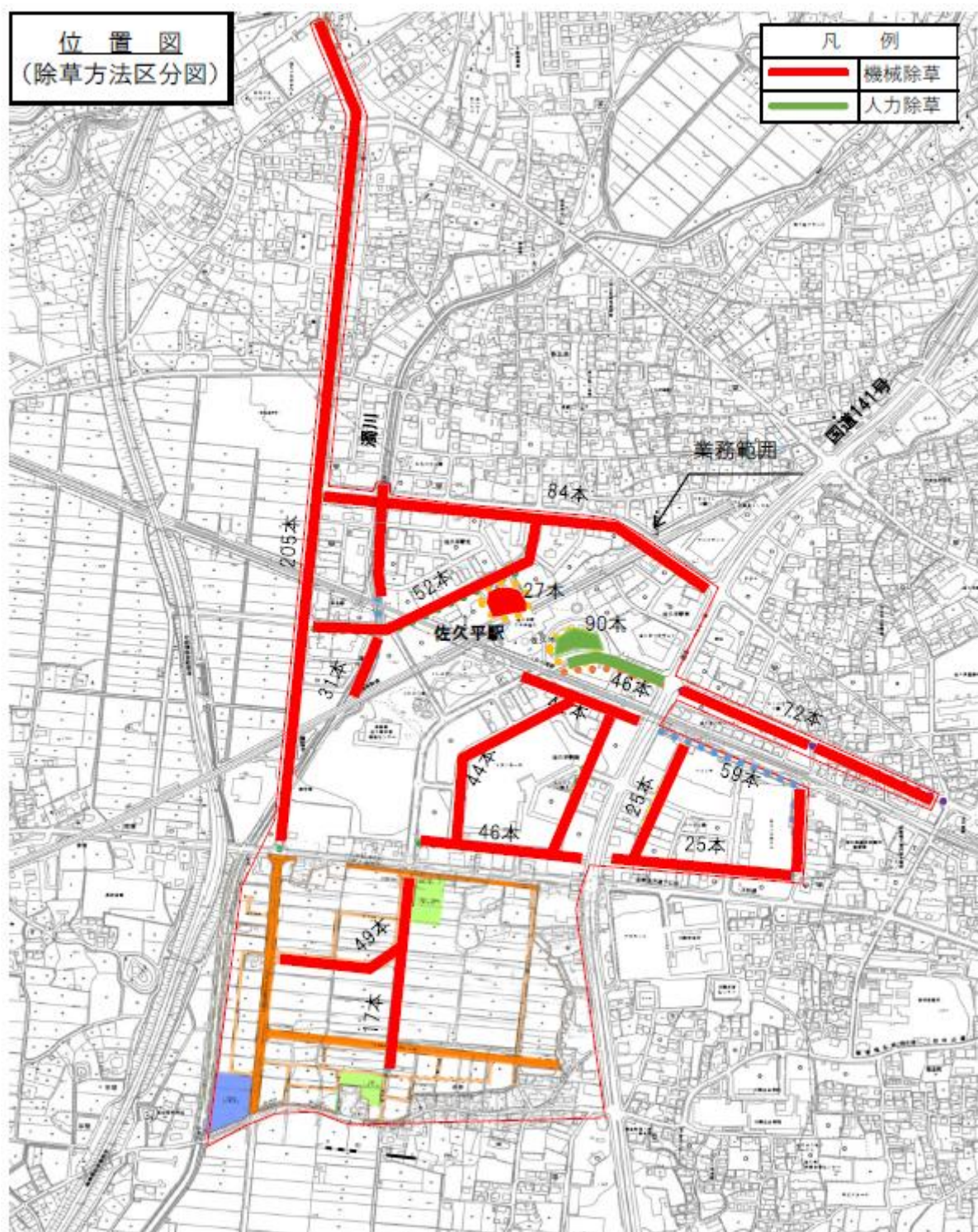
イ 街路樹・地被類の除草、花殻摘み、枯葉やゴミの除去、地被類の植え直し等を実施する。

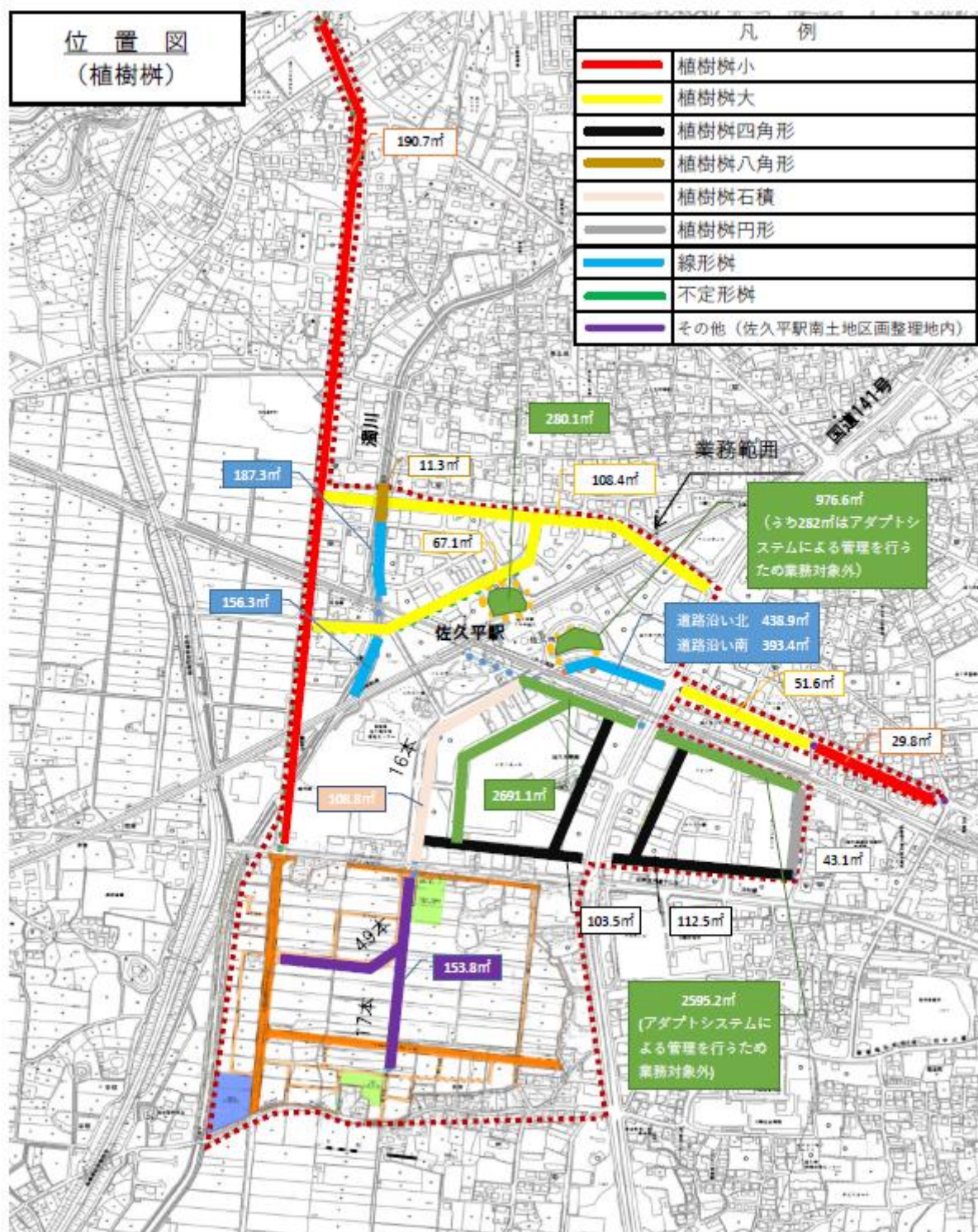
（ヤゴも併せて除去）

ウ 植栽地の美化及び都市美観の維持

エ 樹木などの生育阻害の防止

オ 見通しの確保や車両への雑草巻き込み等の事故発生の防止







現状写真



濁川沿い (サクラ)



近津砂田線 (ヤマボウシ)

(2) 剪定（対象の樹木1回）

ア 剪定作業は、次のいずれかに該当する者が自ら行うこと。

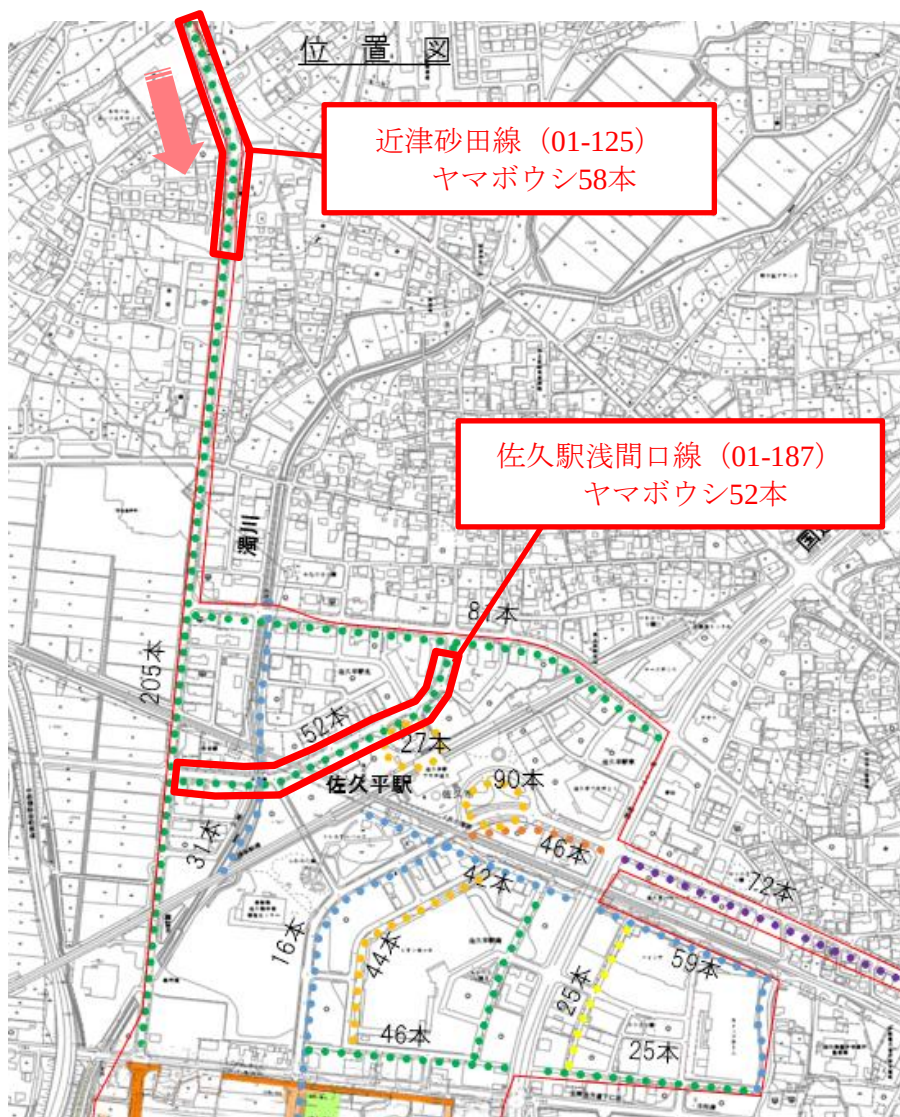
- | |
|--|
| <p>①一般社団法人日本造園建設業協会が認定した街路樹剪定士</p> <p>②1級造園技能士又は、2級造園技能士</p> |
|--|

イ 受託者は、剪定を行う者について、その者が有する資格の証明書類の写しを添えて、監督員に通知すること。

ウ 剪定は基本剪定（冬季剪定）を行うこと。

美しい都市景観の維持、樹木の健全育成を促す。また、交通や道路施設の障害となる部分、強風等により枝折れする恐れのある部分を排除する。

エ 令和6年度業務における剪定の対象は、下図に示す佐久駅浅間口線（01-187）のヤマボウシ52本（幹周60cm未満）、近津砂田線（01-125）のヤマボウシ58本を基本とし、1回目の巡回により見通し確保、交通や道路施設の障害等の観点から他に優先的に剪定することが好ましいと認める樹木がある場合は、監督員と協議の上変更するものとする。



(3) 病虫害防除

ア 病虫害防除は、当初業務に見込まないこととする。本業務の実施中に樹木や地被類の病虫害を発見した場合は速やかに監督員へ報告し、対応について協議すること。防除を実施する場合は変更対象とする。

(4) 施肥、倒木復旧は、当初業務に見込まないこととする。本業務の実施中に倒木の恐れのある樹木を発見した場合は速やかに監督員に報告し、対応について協議すること。

8 引継ぎ事項について

本業務において、次年度以降に引き継ぎ事項がある場合は、取りまとめの上、成果品に含めて提出すること。

9 関連業務・アダプトシステムによる管理について

本地区のうち、下図箇所は、関連業務、アダプトシステムにより別途管理が行われているため、必要に応じて活動団体等と情報共有し、連携を図ること。



10 金抜き設計書の扱いについて

本業務の金抜き設計書は、見積による歩掛や経費等の項目及び数量を記載しています。

なお、金抜き設計書の数量は、土木工事等で採用されるいわゆる「責任数量」ではなく、「参考数量」として提示しています。

令和 7 年度 市単 佐久平駅周辺街路樹等維持管理業務
標準仕様書

佐久市 建設部 都市計画課

※本仕様書の見え消し部分は、業務の対象外とする。

第1章 総則

第1節 一般事項

第1条（適用範囲）

- 1 本仕様書は、佐久市が施行する佐久平駅周辺街路樹等維持管理業務に適用する。
- 2 受託者は、本仕様書に定める仕様に従い業務を履行しなければならない。
- 3 本仕様書に定めのない事項については、「土木工事共通仕様書（長野県）」による。
- 4 本仕様書で適用すべきとされている諸法令、基準類が改正、改定された場合には、それに従うものとする。

第2条（用語の定義）

1 街路樹

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第2条第2項第2号で定める「道路上の並木」、及び道路構造令（昭和45年制令第320号）第2条第1項第17号で定める「植樹帯」に植栽される樹木及び地被類のほか、都市緑化のため道路に計画的に植栽されるもの及び駅前広場、公園に植栽される樹木及び地被類をいう。

2 道路

法により道路管理者である佐久市が管理する、又は将来管理することとなる道路の区域をいう。

第3条（官公庁等への手続き等）

- 1 受託者は、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受託者は、業務の履行にあたり必要な関係官公庁及びその他の関係機関への届出などを遅滞なく実施しなければならない。
- 3 受託者は、届出などの実施にあたっては、報告しなければならない。

第4条（関係法規の遵守）

受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第5条（軽微な変更）

受託者は現場の状況などにより、作業位置、方法に関してやむを得ず行う軽微な変更については、協議し、報告する。

第6条（疑義の解決）

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合には、協議する。

第7条（地元住民への対応）

- 1 受託者は業務の履行に先立って、監督員と調整の上、地元住民や近隣事業者にも業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受託者は、業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

第8条（街路樹の異常発見時の報告）

受託者は、作業中に街路樹の枯れや病虫害の発生などの異常に気付いた場合は、速やかに監督員へ連絡すること。

第9条（業務看板の設置）

- 1 受託者は、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意板、制札板などを、通行者などが見やすい位置に設置するものとする。
- 2 業務看板については、原則として以下に示す項目を明記するものとする。

（参考：「路上工事看板設置関連通達改正のポイント（国交省）」）

- （1） あいさつ文「ご迷惑をおかけします」
- （2） 委託の内容（例：「街路樹管理を行っています」）
- （3） 履行期限
- （4） 委託名
- （5） 委託発注部署及び連絡先
- （6） 受託者及び連絡先
- （7） 現場責任者

第10条（後片付け）

受託者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

第11条（提出書類）

受託者は、提出書類を委託契約約款に基づいて、監督員に提出するものとする。

第12条（現場責任者の配置と街路樹剪定士の指導）

- 1 受託者は、現場責任者を選定するにあたり、次の者を選定すること。
 - （1） 契約日において受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間経過している者であること。
 - （2） 業務を総合的に把握し、円滑に実施するために、植物管理、市民対応、安全管理、施工管理等の知識を有し、監督員との連絡調整を行える者であり、次のいずれかに該当する者。

ア 1・2級造園施工管理技士。

イ 1級造園技能士又は、2級造園技能士で合格後に、造園工事若しくは、地方公共団体等が発注する公園緑地等維持業務委託に関し、3年以上の実務経験を有する者。

ウ 造園工事若しくは地方公共団体等が発注する公園緑地等維持業務委託に関し、高等学校若しくは中等教育学校卒業後5年以上又は高等専門学校若しくは大学卒業後3年以上の経験を有し、在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学、都市工学又は林学に関する学科を修めた者。

エ 造園工事若しくは、地方公共団体等が発注する公園緑地等維持業務委託に関し、10年以上の実務経験を有する者。

(3) 作業中現場に常駐し、その管理を行う者とし、作業等に関し、受託者の一切の権限を行使することができる者。

2 現場責任者がやむを得ず現場に常駐できない場合（当該業務に関する監督員及び関係機関との協議、又は社会通念上許容される範囲の通院、親族の見舞い、法事、忌引き、研修、及び資格の取得・更新等）は、事前に「委託業務打合せ簿」で監督員が承諾することを条件とする。

また、打合せ簿に記載する事項は次のとおりとする。

(1) 理由

(2) 日時

(3) 「業務従事者選定通知書」に記載のうちから、適任者として選定した「代理の責任者」（受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。）

(4) その他、必要な事項

~~3 受託者は、剪定作業において一般社団法人日本造園建設業協会が認定した街路樹剪定士の指導のもとに業務を履行できる体制を整えること。また受託者は、従事する街路樹剪定士について通知すると共に、監督員に認定証を提示すること。~~

第2節 業務委託の監理

第13条（業務計画書）

1 受託者は、業務委託の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて監督員と十分調整の上、業務計画書を提出し、これを遵守し委託の履行に当たらなければならない。

2 業務計画書には次の事項について記載すること。

(1) 業務概要

(2) 工程表

(3) 現場組織表（下請負人を含めた組織表とすること。また、当該業務内において、同時期に複数の作業班に分かれることを予定している場合は、現場責任者が常駐できない作業班について、「業務従事者選定通知書」に記載のうちから選定した「作業班ごとの責任者」を明示すること。現場責任者はこれらとの連絡体制を保持し、現場の安全管理等について統括すること。なお、計

画を変更する場合は事前に変更計画書を提出すること。)

- (4) 安全管理（安全訓練等の実施を含む）
- (5) 主要機械等
- (6) 履行方法
- (7) 履行管理計画
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 交通管理及び保安上の措置
- (10) その他

第14条（現場の工程管理）

- 1 受託者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。
- 2 各作業は、天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と調整し進めるものとする。
- 3 受託者は、工程に変更が生じる恐れのある場合には、承諾を受けるものとする。
- 4 受託者は業務の週報を監督員に提出するものとする。ただし、監督員が必要ないと認めたときは、これに準ずる報告書（月報など）を提出するか、又は省略することができる。
- 5 本業務においては、受託者は、業務期間中に歩行者及び交通の安全確保等のため必要な作業を早急に行うことがある。

第15条（作業用の機械器具）

- 1 作業用の機械器具などは、各作業に適するものを使用する。特に機械器具類の目的外使用は絶対に行わないこと。
- 2 病害枝の剪除作業等において、樹木の病原菌に冒された部位に使用した器具は、使用後直ちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で殺菌を行い、乾かしてから使用すること。
- ~~3 作業にあたり、高所作業車の使用に際しては、事前に承諾を得ること。また、その場合は半日もしくは1日単位の利用とする。~~

第16条（材料）

設計図書で指定した材料は、監督員の確認を受けたものを使用すること。

第17条（業務中の安全管理）

- 1 受託者は、作業にあたって地元住民、通行者などに危険が生じることのないよう、十分な安全対策を講じるものとする。
- 2 受託者は、交通の安全について、関係官公庁と協議するとともに、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ばないように十分な安全対策を講じるものとする。
- 3 受託者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備をしておくものとする。

- 4 受託者は、ガソリン、電気、農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じるものとする。
- 5 架空線（高圧線・通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場合は、電力会社・通信会社等と立ち会いを行い、監督員に報告すること。
- 6 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風や通行車両の風圧で道路や近隣に散乱しないように注意すること。
- 7 受託者は、作業にあたり墜落防止のため必要な安全対策を講じること。
- 8 受託者は、草刈等の作業にあたり石や土埃等の飛散による事故及び被害発生の防止措置（立入禁止、飛散防止用ネット・板の使用、防塵対策措置等）を講じるものとする。
- 9 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、墜落制止用器具、下肢の切創防止用保護衣（チャップス等）、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。
- 10 受託者は、事故などが発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに連絡するものとする。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。
- 11 受託者は、下記の項目を例として定期的に業務の現場に即した安全に関する研修、訓練等を実施するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 主に、造園関連の「安全衛生管理」、「安全作業手順」等に関する資料による、作業安全の周知徹底
 - (4) 本現場で予想される事故対策
 - (5) その他、安全衛生教育として必要な事項
- 12 安全訓練等の実施に当たっては、業務計画書に業務の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。また、その実施状況については、安全訓練等の内容を記録した報告書や写真等の資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出すること。

第18条（原状復旧）

受託者は、作業にあたり、道路並びに道路附属物及び占用物件等の周辺施設、樹木などを損傷させないように注意すること。万一、損傷した場合は、直ちに監督員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を行うこと。また、受託者の負担において原状に復旧し、報告すること。

第19条（発生材の処分）

受託者は、現場での発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正に処分するものとする。ただし、あらかじめ監督員の確認を得たものについては、この限りではない。

第20条（過積載の防止）

受託者は、剪定枝や刈草等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

第21条（記録写真）

1 記録写真は、以下に示す項目について撮影すると共に、整備・保管し、検査時に提出すること。

- （1） 作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前、作業中、作業後について同一の場所から撮影したもの
- （2） 現場の看板や保安施設等の設置状況、安全訓練等の安全管理に関わるもの
- （3） 交通誘導員を配置した場合、その作業状況、配置状況が分かるもの
- （4） 高所作業車を使用した場合、その作業状況、機種が分かるもの
- （5） 剪定作業中の街路樹剪定士の指導状況が分かるもの。路線ごとに撮影することとし、緊急な剪定や越境枝・支障枝剪定、下枝剪定等の剪定については省略できる。

2 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板を用いるものとする。

- （1） 業務委託名
- （2） 撮影場所
- （3） 作業名
- （4） 撮影日
- （5） 受託者名

3 写真はカラーサービス版とし、作業種別、作業段階ごとに整理の上、写真帳に以下の項目を記入し、業務完了時に、監督員に1部提出するものとする。

- （1） 業務委託名
- （2） 撮影場所
- （3） 撮影対象物
- （4） 撮影日
- （5） 図面
- （6） 撮影方向

4 写真は工程表に従い、常に整理しておくものとする。

5 撮影場所、撮影頻度、写真の提出方法などは、業務計画書に記載し、監督員の確認を得ることとする。

6 写真の提出方法は、電子納品によることもできる。その場合、内容については、監督員の確認を得ることとする。

第3節 業務委託の完了

第22条 (委託の検査)

- 1 受託者は、委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
- 2 受託者は、検査にあたり業務計画書を提示するほか、以下の書類を業務の内容に応じて作成し、業務完了時に、監督員に1部提出するものとする。
 - (1) 委託契約書(写)
 - (2) 実施工程表
 - (3) 出来高数量表
 - (4) 出来高数量内訳及び数量根拠資料(面積計算書など)
 - (5) 処分伝票及び集計表
 - (6) 材料伝票
 - (7) 薬剤散布実施報告書
 - (8) 交通誘導員伝票及び日誌
 - (9) 高所作業車利用伝票または日報
 - (10) 各種申請書及び許可証
 - (11) 打合せ簿(街路樹剪定士と剪定について路線ごとに行う打合せ、指導事項については、必ず打合せ簿に記録を残すこと。緊急な剪定や越境枝・支障枝剪定、下枝剪定等については省略できる)
 - (12) 業務日誌
 - (13) 記録写真
 - (14) 安全訓練等の記録
 - (15) その他監督員が必要と認めた書類
- 3 受託者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

第2章 除草・草刈等

第23条 (目的及び時期等)

- 1 除草・草刈等は、以下を目的とする。
 - (1) 植栽地の美化及び都市美観の維持
 - (2) 樹木などの生育阻害の防止
 - (3) 病虫害発生の予防
 - (4) 火災の防止
 - (5) 見通しの確保や車両の雑草巻き込み等の事故発生の防止
- 2 時期は以下を標準とするが、草刈作業場所の状況を確認し、また、その場所の管理方針を考慮して監督員と協議の上、指示により決定すること。
 - (1) 年1回の場合：監督員と協議の上決定すること。
 - (2) 年2回の場合：1回目6月～7月 2回目10月～11月
 - (3) 年3回の場合：1回目5月～6月 2回目7月～8月
3回目10月～11月
- 3 作業範囲については、作業前に監督員と協議すること。~~また、作業範囲が幅員30cmに満たない線又は帯状の場合、作業数量算出において幅員を30cmと~~

~~みなすことができる。~~

第24条（人力抜根除草）

- 1 除草フォークなどを用いて根ごと取り除くこと。
- 2 既存植物を傷めないように注意すること。
- 3 抜根除草跡はきれいに整地、清掃すること。
- 4 実生の木本類、及び樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も、取り残しのないよう除去すること。
- 5 同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に抜根除草作業を行うこと。

第25条（人力草刈）

- 1 刈込器具は鎌などを用いること。
- 2 刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- 3 刈り残しがないように注意すること。
- 4 樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も除去すること。
- 5 刈り跡はきれいに清掃すること。
- 6 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意すること。
- 7 同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に草刈作業を行うこと。

第26条（機械草刈（肩掛式・ロータリー式））

- 1 作業前に小石などを除去し、周囲に飛散しないようにすること。
- 2 刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- 3 機械刈りのできない場所については、手刈りとし、刈り残しのないように仕上げる。
- 4 刈り跡はきれいに整地清掃すること。
- 5 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意すること。
- 6 樹木や施設などにかからんでいるつる性雑草も除去すること。
- 7 小石などの跳ね飛ばしや刈草の吹き出し方向に注意し、事故及び被害発生の防止に努めること。
- 8 飛石の防止も考慮し、標準刈高は3cmとする。ただし、監督員の指示があるものについては、その指示によるものとする。

のり面の草刈は、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないよう刈り高に注意するものとする。

- 9 篠竹刈は、篠竹（ササ等）が主植生となって密生している場所の刈り取りを行う作業とする。刈り取った篠竹の集積、積込、清掃の作業を含む。

第27条（除伐・つる切り）

- 1 樹林地等において、幹周10cm以内で肩掛式草刈機で伐採可能な樹木及びつる性雑草などを刈り取ること。
- 2 樹木に巻きついたり枝から垂れ下がっている幹、枝葉も除去すること。

第28条（つる性雑草除去）

- 1 フェンス等（高さ3.5m未満）に絡みついたつる性雑草（~~幹周10cm未満、木本類・草本類~~）を、鎌、剪定ばさみなどを使用して除去すること。
- 2 つる及び枝、葉等の取り残しのないよう除去すること。

第3章 清掃

第29条（目的）

清掃は、植栽地及び池や流れの水面などの美化を目的とする。

第30条（清掃）

- 1 取り残しがないように、きれいにかき集めること。
- 2 植込内などを清掃する際には、樹木を傷つけないように注意すること。
- 3 ごみの収集の際には、監督員の指示に従い分別すること。

~~第31条（水面清掃）~~

- ~~1 池及び流れなどの岸から、浮遊ゴミ及び沈殿ゴミをかき集める。~~
- ~~2 スクリーンに堆積しているゴミをかき集める。~~
- ~~3 池及び流れなどの岸周辺の清掃も含む。~~
- ~~4 釣り糸・釣り針などは、よく見て集める。~~
- ~~5 池や流れ、水路、河川の岸沿いにある樹木の剪定などの際に、水面に、水面に落ちた枝葉等の清掃を行う。~~

第32条（集積）

剪定や刈込等に伴う後片付けを除き、清掃ゴミについては、現場の指定箇所集積し、その状況を速やかに監督員に連絡すること。

第4章 剪定・刈り込み

第33条（目的）

樹木の剪定・刈り込みは、以下を目的とする。

- 1 美しい都市景観の維持
- 2 樹冠内の日照や通風を確保し、樹木の健全育成を促すこと
- 3 病虫害の予防
- 4 交通や道路施設の障害となる部分、強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故を防止すること
- 5 民有地への枝葉の越境を防止するなど、限られた生育空間内に樹冠が収まるよう形状を調整し、美しく整えること

第34条（基本的考え方）

- 1 高木とは樹高300cm以上、中低木とは樹高300cm未満の樹木とする。

- 2 剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つように行うこと。
- 3 刈り込みは、整形を基本とし、人工的な美しさを保つように行うこと。
- 4 地域の生態系、樹木の生育状況、景観、都市機能、交通安全、周囲の環境に配慮すること。
- 5 同一路線、同一区間の樹冠は、同高、同形になるよう努めること。
- 6 樹種の特性を理解の上、種々の制約条件に応じて最も適切な方法と時期により行うこと。
- 7 花木の場合は、花芽分化時期に留意すること。
- 8 樹高が高くなり、枝が横に大きく広がる樹種は、維持する樹木の大きさや形状に配慮すること。
- 9 樹木が次の状況又はそれに近い状況にある場合は、監督員と協議の上、前項までの事項にかかわらず、第41条から第43条に示す通り「越境枝・支障枝・危険枝」等として剪定・刈り込み等を行うこと。
 - (1) 枝、葉等が、道路構造令で定める建築限界を侵しているとき。
 - (2) 枝、葉等が、道路を走行する車両等の視界の障害となり、信号機若しくは道路標識又は歩行者の確認が著しく困難であるとき。
 - (3) 架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。）又は架空電話線（引き込み線を含む。）から20cm（高压の架空電線又は変圧器の場合は、1.5m）以内に街路樹の枝、葉等が接近している場合。
 - (4) 道路照明灯の光を、枝、葉等が著しく阻害しているとき。
 - (5) 枝、葉等が道路の区域を越えて民有地に進入しているとき。
- 10 樹木についている不要になったしゅろ縄等や不用意に取り付けられた鉄線等は、作業に当たり除去すること。
- 11 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、幹や根元の大きな腐朽・空洞（うろ）、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督員に速やかに報告すること。
- ~~12 フジの剪定は、冬季、花芽に留意しながら長枝（つる）を剪定し、良好な藤棚の形成を促すために行うこと。~~
- 13 株立ちの樹木についての剪定作業における幹周の算出方法は、株立ち数3本程度の場合は「樹冠を形成する主要な幹の周長の総和×70%」とするが、本数の多い株立ちの場合については、同等の枝張の単木との比較を行い、監督員と協議の上決定すること。

第35条（冬季剪定）

- 1 樹冠の半分以上落葉した状態（休眠期）の落葉樹について適用する。
- 2 落葉期（11月～2月頃）を適期とする。

第36条（夏季剪定）

- 1 着葉期の落葉樹について適用するが、剪定不適期で樹木への負担が大きいため、次の様なやむを得ない場合を除き原則として行わないこと。
 - (1) 台風などの強風により倒木の恐れのある樹木

- (2) ~~カロリナボプラ、シダレヤナギ、ニセアカシア、プラタナスなどの、~~枝葉の生長が著しく早く、風害に弱い樹種
 - (3) 薬剤散布出来ない場所で害虫が大量に発生し、第46条の剪定防除では対応できない場合
 - (4) 落葉期に剪定ができず、やむを得ず剪定の必要のある場合
- 2 できる限り緑陰を保つように剪定すること。

第37条（常緑樹剪定）

- 1 常緑樹について適用する。
- 2 初秋（9月～10月）を適期とするが、梅雨頃（6月～7月頃）に行うこともできる。ただし、針葉樹の剪定適期については、落葉樹の剪定適期と同様とする。
- 3 剪定方法は、原則として基本剪定に準ずる。

第38条（基本剪定）

目標とする樹形維持・形成のために、枝の骨格・配置を作ることを目的とした骨格枝剪定に適用する。

主に、枝降ろし、枝抜き剪定、切返し剪定によって、将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去すると共に、残した枝葉について整姿剪定を行って樹冠を整える。

第39条（整姿剪定）

樹冠内の枝葉の混みすぎによる枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的とするもので、樹形・樹冠を整える程度の軽剪定に適用する。

原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、主に枝抜き剪定と切返し剪定により、繁茂して混みすぎた枝数の整理（減少）を行い、切詰め剪定により樹冠の乱れを整える。同時に危険枝や支障枝、病害虫枝、ヤゴ、胴吹き枝等の不要枝の除去も行う。

第40条（ヤゴ取り）

ヤゴは、幹又は根部に沿って付け根から、剪定ばさみや切り戻し用ナイフ等で切除すること。地上から作業のできる胴吹き枝も同様に切除すること。

第41条（剪定の方法）（図1、2）

- 1 剪定の方法には、切詰め、切返し、枝抜き、枝降ろしなどがあるが、樹木の性状や生育状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行うこと。
- 2 枝の切除は枝の分岐部または芽の直上で行うこと。また、枝の付け根の枝組織と幹組織が混じり合っているカラーと呼ばれる部分を傷つけないよう、バークリッジを残してカラーにできる限り近く正しい位置と角度により剪定すること。
- 3 良く切れる鋏や鋸等を使用し、切断面は滑らかに仕上げること。

- 4 枝の途中、または極端に細い枝を残して太枝を切るような、いわゆる「ぶつ切り」は行わないこと。
- 5 太枝を切除する場合は、枝の自重で切り口の付け根から裂けることを防ぐために、切断予定箇所の数十センチ上の部分をあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行う「二段切り」を行うこと。
- 6 太い枝（概ね直径15cm以上）を剪定した場合は、必要に応じて切り口に殺菌・癒合促進剤を塗布すること。
- 7 剪定した枝は、不用意に落下させないように十分注意し、太いものはロープ等で吊りながら適切な長さで切断し、地上まで下ろすこと。

第42条（剪定すべき枝）（図3）

剪定すべき枝は下記の通り。

- 1 枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝、建築限界（図4、5）を侵して人や車に接触する恐れのある低い枝（危険枝）
- 2 架線に近接している枝や、信号機、道路標識、照明灯等を隠す枝、民有地へ越境する枝、車両や歩行者の通行や視界を妨げる枝（支障枝）
- 3 病虫害に侵され、治療や駆除が出来ない枝（病虫害枝）
- 4 樹冠、樹形の維持や、樹冠内の通風や採光の支障となっており生育上不必要な枝（逆さ枝、からみ枝、平行枝、車枝、胴吹き枝、徒長枝、立枝、ふところ枝、ヤゴなどの不要枝）
- 5 上記4の不要枝のうち、胴吹き枝やふところ枝などにおいて、将来育成させて主枝や亜主枝（副主枝）として交代させる予定の枝は切らずに残すこと。

第43条（越境枝・支障枝剪定、下枝剪定、危険枝剪定等）

- 1 越境枝・支障枝剪定は、官民境界における樹木の枝の適切な管理及び照明灯等の機能の確保を図るために、越境枝及び照明灯等の施設に影響する支障枝を対象とした剪定を行うものである。樹木の枝葉が、民地境界及び各施設から原則として1.0m以上離れるように剪定するが、剪定方法の詳細については監督員と協議すること。
- 2 樹木の枝葉が、架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。）・架空電話線（引き込み線を含む。）や高圧の架空電線又は変圧器の支障となる場合は、原則として架空電線又は架空電話線から1.0m、高圧の架空電線又は変圧器から1.5m以上（垂直方向の場合は2.0m以上）離れるように剪定すること。
- 3 下枝剪定は、建築限界の確保及び道路の安全快適な通行を図ることを目的とするもので、下枝（幹ぶき（胴ぶき）、ヤゴ（ひこばえ）を含む）を対象とした剪定を行うものである。樹木の下枝高は、道路構造令に基づく建築限界を侵さない高さ（車道側4.5m、歩道側2.5m）を確保するものとする。ただし、植栽後間もない樹高の低い樹木については、監督員と調整のうえ当面の下枝高を定めて剪

定すること。

- 4 枝の切り戻しの際には、枝の枯れ込みを防止するため、細枝を残して剪定し、「ぶつ切り」は行わないこと。
- 5 越境枝・支障枝剪定、下枝剪定及び危険枝剪定については、原則として整姿剪定の50%の作業とする（常緑樹の場合は、落葉樹夏季剪定の整姿剪定の50%を準用する）。
- 6 「吊し切りによる枝切除」として第65条（吊し切り伐採）を適用するのは、以下の条件を満たす場合とする。監督員と協議の上行うこと。
 - （1） 高所作業車の使用ができず、かつ切除した枝を直下へ下ろすことができないため、人力によりロープ等で吊し、誘導しながら安全かつ慎重に目的の地点に下ろす必要のある場所での作業である。
 - （2） 第65条（吊し切り伐採）2～4と同様の手法で枝を切除する。
 - （3） 切断する位置については監督員と協議のうえ決定する。
 - （4） 作業数量算出における幹周は、切断する位置の枝周を吊し切り伐採の幹周と同等とみなす。

第44条（刈り込み）

刈込鋏や刈込機を用いて樹冠などを刈り込み、樹形を整えるとともに、混みすぎた枝や枯れ枝を除去し、通風、採光を確保するように行うものとする。

第45条（刈り込みの方法）

- 1 樹形全体に凹凸のないように、一定の形又は一定の高さに刈り込むこと。
- 2 花木の刈り込みにあたっては、花芽分化時期に留意すること。
- 3 ベンチなどの背後や歩道に沿って植栽されている中低木の刈り込み、剪定作業に際しては、尖った切断面が生じないよう、鋏で切り戻すなどの適切な措置をとること。
- 4 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、鋏で切り戻すこと。
- 5 枯損枝は、切除すること。
- 6 刈り込みの出来高の面積は、投影面積とする。
- 7 刈込高は、基本的に刈り込み後の高さを言うが、刈り込み前後の高さに極端な違いが生じる場合は、作業前に監督員と協議し決定すること。
- 8 連続植樹帯（低木）の仕上がり高さは60cmを標準とするが、視認性を確保するために刈り高を低く抑える必要のある植え込みや、遮光の目的で植栽されている生垣等については、監督員と相談し仕上がり高さを決めること。
- 9 歩道植樹帯や中央分離帯の中低木は、原則として枝葉を縁石の内側に収めるよう仕上げる。特に車道部への枝葉のはみ出しを防止するよう留意すること。
- 10 玉物、トピアリー等、特殊な仕上がり形状の刈り込みに当たっては、施工方法、仕上がり形状等を監督員に確認すること。

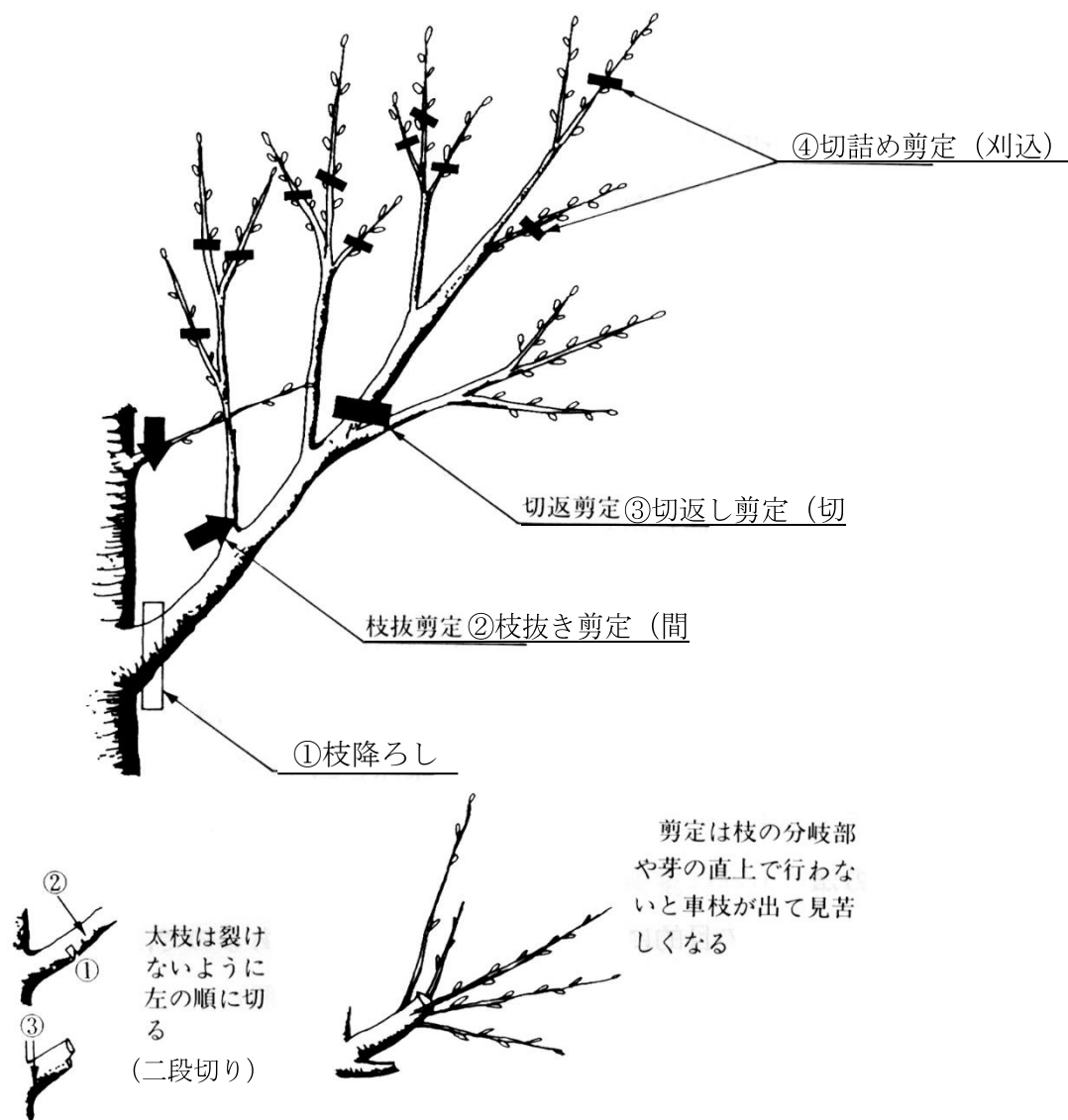


図1 剪定の方法（一般的に①から④の順で行う）

（出典：道路緑化基準・同解説 第5版 （社）日本道路協会 一部改変：斜体を追記）

- ① 枝降ろし：主幹から出る太枝（主枝）を幹との付け根（分岐部）から切除するもので、骨格づくりや下枝上げなどに用いる。切除する位置や角度、順序に特に注意を要する。
- ② 枝抜き剪定（間引き）：主に不要枝を取り除く最も基本的な剪定方法で、骨格となる保全すべき枝を選択し、その他の不要枝を枝の付け根（分岐部）から切除する。
- ③ 切返し剪定（切戻し）：長くなった主枝あるいは垂主枝（又は副主枝。主枝から出た枝。一般的には前々年以前に伸長した古い枝）を枝の途中（分岐部）で切除する剪定方法で、樹冠の大きさを大幅に縮小する場合や、主枝、垂主枝を別の枝と交代させる場合などに用いる。縮小しようとする長い枝（太枝）の途中から分岐した短い枝（細枝）を残し、分岐部（付け根）から長い方の枝を切除する。
- ④ 切詰め剪定（刈込）：側枝（又は新生枝、当年枝。一般的には前年に伸長した新しい枝）を枝の途中（芽の上）で切除して樹冠の大きさを調整する場合や、切断部から萌芽する新たな枝によって枝振り（枝の配置）を再構成する場合に用いる。自然樹形仕立ての場合は原則として行わない。伸ばそうとする外向きの定芽の直上部を斜めに切断する。なお、刈り込みについても切詰め剪定の一種である。

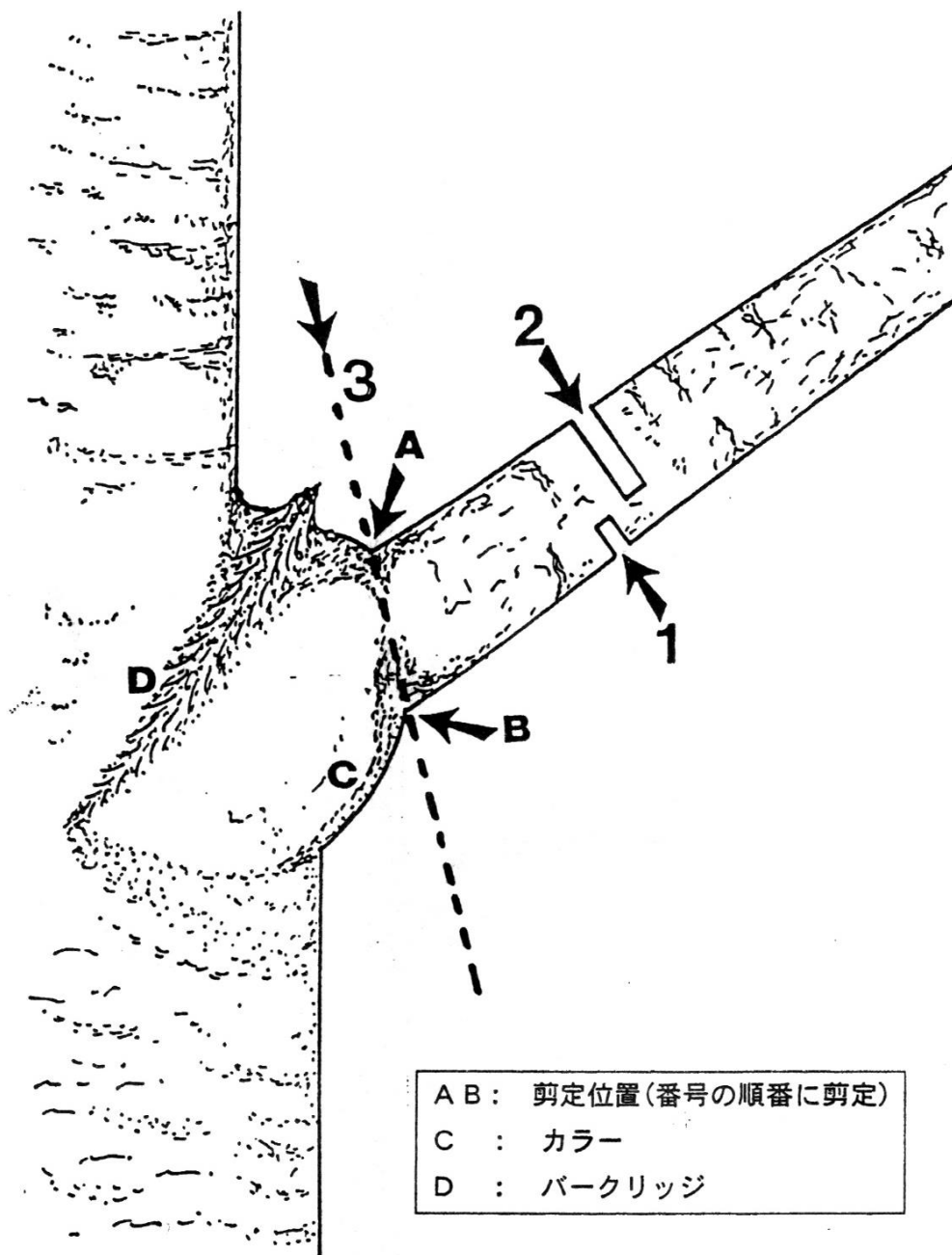


図2 剪定の方法 (バークリッジとカラー)

(出典：現代の樹木医学 要約版 第2版 Alex L, Shigo 著 日本樹木医会 訳・編)

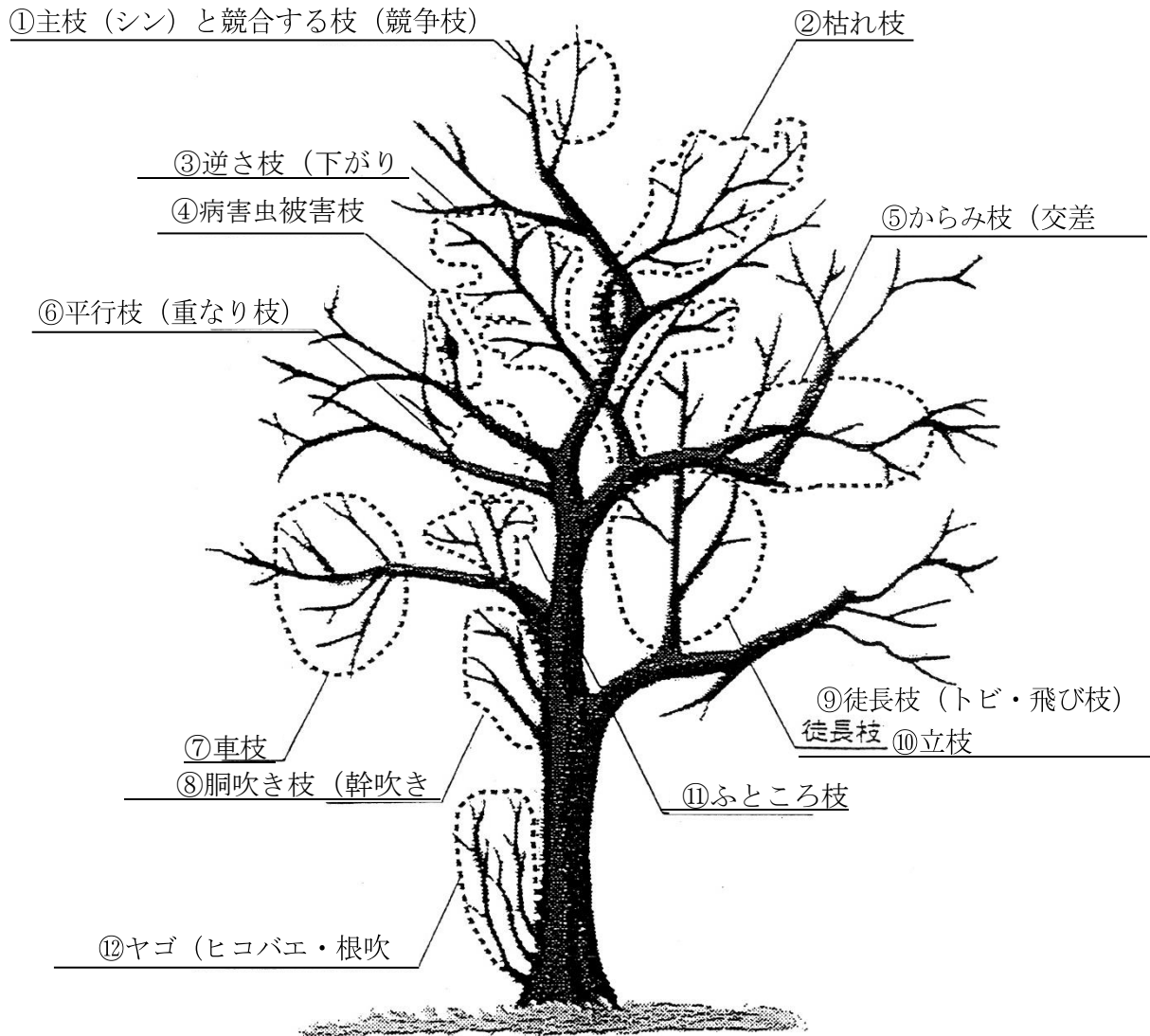


図3 剪定すべき枝

（出典：緑化樹木の剪定技術 （財）日本緑化センター 一部改変：斜体を追記）

- ① 主枝（シン）と競合する枝（競争枝）：主幹の軸となる主枝より高く長く伸びた枝
- ② 枯れ枝：枯死した枝
- ③ 逆さ枝（下がり枝）：外側に伸びる性質に逆らい、枝の下や内側に向かって伸びる枝
- ④ 病虫害被害枝：病虫害に侵された枝
- ⑤ からみ枝（交差枝）：他の枝に絡みついたような形になっている枝
- ⑥ 平行枝（重なり枝）：同じ方向に伸びる上下に平行した枝
- ⑦ 車枝：切除された場所から放射状に複数出ている同年枝
- ⑧ 胴吹き枝（幹吹き枝）：幹から直接発生した小枝
- ⑨ 枝徒長枝（トビ・飛び枝）：本年生枝、前年生枝の中で、他の普通の枝より異常に長く伸びる枝で、組織が軟弱なものが多い
- ⑩ 立枝：幹に平行して上方に立ち上がっている枝
- ⑪ ふところ枝：垂主枝（副主枝）よりも内側にある弱小な枝
- ⑫ ヤゴ（ヒコバエ・根吹き）：根元付近から発生する小枝

※上記の不要枝のうち、⑧胴吹き枝、⑪ふところ枝などにおいて、立枝のものや方向の悪いものは取り除くが、水平に広がるものや方向のよいものは樹勢調整も考慮し残しておくこと。残した小枝は3年経過したのち整理するが、将来育成させて主枝や垂主枝として交代させる予定の枝の場合は切らずに残すこと。

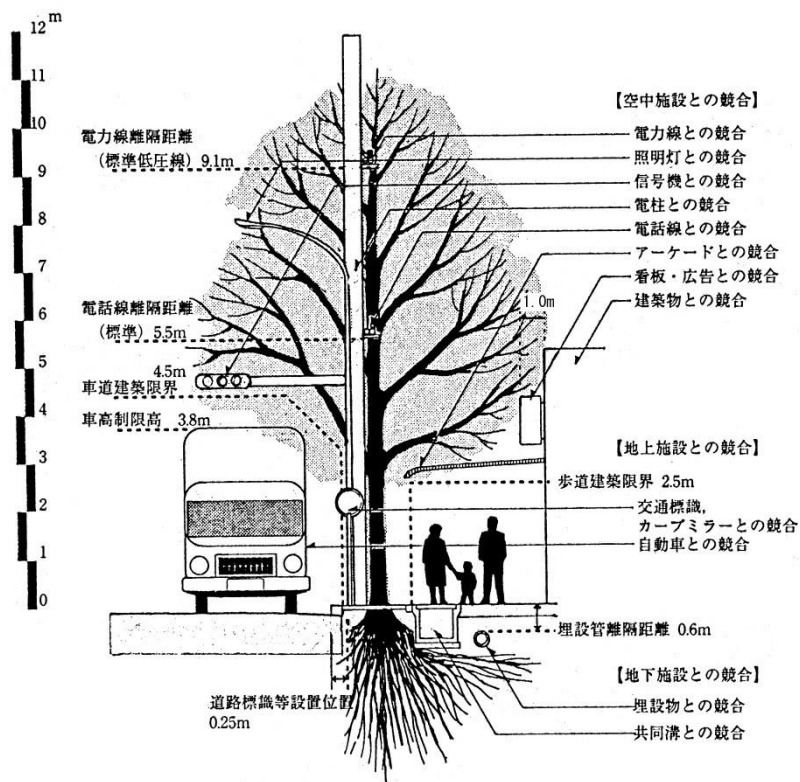


図4 街路樹の生育空間に係わる制限
(出典：「第二次建設局街路樹等調査委員会報告書」
東京都建築局、1988を参考に作成)

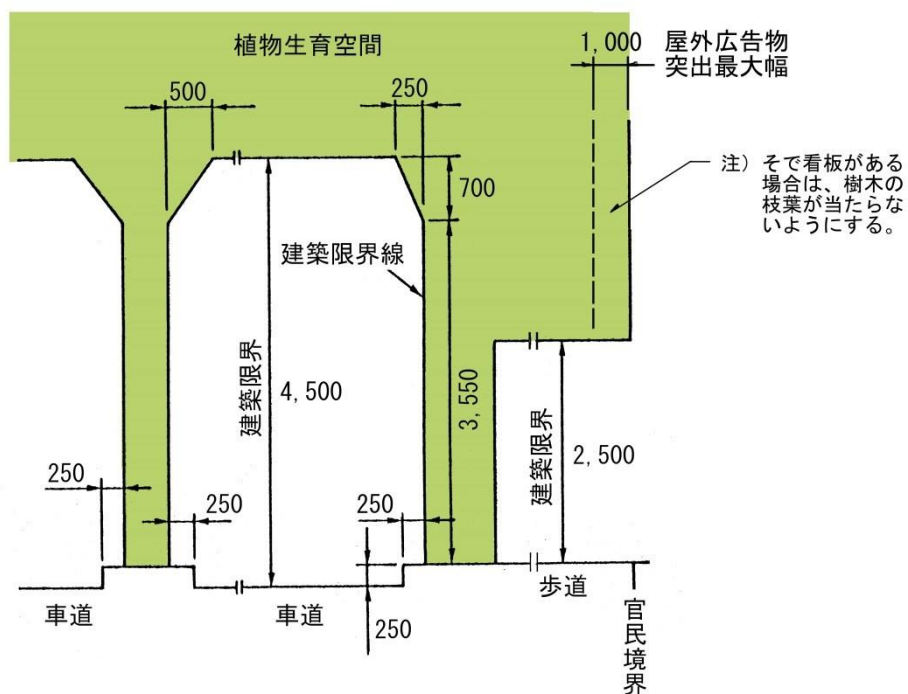


図5 建築限界

第5章 病虫害防除

第46条（目的）

病虫害の発生は、樹木の健全な生育を妨げ、植栽の持つ機能の低下をもたらすほか、道路利用者や周辺住民などに対し不快感や虫刺されなどの被害を与える。また、場合によっては、沿道の庭木や農作物などにも被害が波及する恐れがある。このため、病虫害を早期に発見し、発生を認めたら速やかに防除することを目的とする。

第47条（巡回（徒歩）剪除）

- 1 病虫害の発生前後に徒歩により巡回すること。
- 2 枝葉の陰になっているものなどがあるので、目視を十分に行うこと。
- 3 病虫害の発生が認められた場合は、剪定防除を行うとともに、監督員に速やかに連絡すること。また、チャドクガのぬけ殻等、かぶれるおそれのあるものも同様とすること。

第48条（剪定防除）

- 1 病虫害の発生枝をすべて剪除すること。
- 2 枝葉に付いている害虫が落下しないように注意深く切り取る。落下してしまった場合は清掃すること。
- 3 剪除した枝及び害虫は速やかに処分すること。

第49条（薬剤散布等）

- 1 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日25消安第175号・環水大土発第1304261号）並びに「長野県農作物病害防除実施指針」を遵守すること。
- 2 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象の樹木などに適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）、使用上の注意事項を守って使用する。また、現地混用は基本的に行わないこと。
- 3 事前（十分な時間的余裕をもって）に周辺住民などに対して、以下の項目について十分な周知を行うとともに、現地や対象樹木等にも立て看板や掲示等で表示を行う。また、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。
 - （1） 農薬使用の目的（対象樹木や農薬使用の目的を具体的に記す。）
 - （2） 散布日時（気象条件が合わない場合の代替日も記す。）
 - （3） 使用農薬の種類（具体的な農薬名、希釈倍数を記す。）

- (4) 散布方法
- (5) 注意事項
- (6) 受託者及び委託者の連絡先

- 4 特に農薬散布区域の近隣に学校、幼稚園、保育所、通学路などがある場合には、当該学校等を通じて子どもの保護者などへの周知を図るとともに、登下校・登降園の間帯や屋外活動時等は散布しないなど、散布の時間帯に最大限配慮すること。また、周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じ農作物栽培者に対し連絡すること。
- 5 住宅地付近では、窓を閉め洗濯物を屋外に干さないこと、乗用車を付近に駐車しないことをあらかじめ要請するとともに、散布時にこれらをチェックし、必要であれば、再度、住民に要請すること。
- 6 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについては、監督員と調整の上、決定すること。
- 7 散布する際は、立て看板やロープ等により立ち入りを制限したり、必要に応じて見張りを立てること等により、散布区域内に歩行者などが入らないように最大限の配慮を行うこと。また、散布区域及び周辺の車両、家屋、ペットなどに農薬がかからないように十分注意するとともに、必要により養生すること。
- 8 散布の際には、農薬の飛散を抑制するノズルを使用し、風向きやノズルの向きに注意して、病虫害の発生部位等の必要な部分のみに散布し、農薬の飛散防止に最大限配慮すること。
- 9 農薬の調合又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護眼鏡等の防護具を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
- 10 降雨、風の強い日は散布を中止すること。
- 11 落下した枝葉、害虫は清掃すること。
- 12 散布後は、現地に散布した旨を表示するとともに、必要に応じて周囲にロープを張るなどによりしばらくの間立ち入りを制限すること。
- 13 使用機器及び薬品の保管については、事前及び事後を通じ十分注意し、作業終了後は法令に従い処理すること。
- 14 空き瓶、残液の処理についても法令に従い処理すること。
- 15 記録写真は、農薬の使用量及び空き瓶・残液の処理方法が確認できるように撮影すること。
- 16 作業後、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称及び単位面積あたりの使用量又は希釈倍数などについて、記録簿を作成し3年間保管するとともに、記録簿の写しを監督員に提出すること。

第6章 施肥

第50条 (目的)

樹木の施肥は、樹木の美観の保持、抵抗力の促進、開花、結実などを目的とする。

第51条 (上木(高・中木)施肥)

施工方法は、つぼ肥とし、樹冠先端付近の地面に深さ20cmの施肥穴(標準6か所)を等間隔で掘り、肥料投入後埋め戻しをする。樹木の大きさによる施肥量及び施肥穴数は、下記の表を参考とする。

(1本あたり)

幹 周	30cm 以下	31～60cm	61～90cm	91～120cm	121cm 以上
固形肥料 (kg)	0.30	0.45	0.60	0.75	0.90
施肥穴数 (ヶ所)	4	6	8	10	12

※施肥量はN:P:K=6:4:3(豆炭状)の場合である。他の肥料を使用する場合については、協議すること。

第52条 (下木(中・低木)施肥)

施工方法は、独立して植栽された株物の場合は地中に混ぜ、植つぶしの場合は地表散布とする。各々の施肥量は、下記の表を標準とする。

(1株又は1㎡あたり)

種 別	株 物	植えつぶし
固形肥料 (kg)	0.05	0.10

※ 施肥量は N:P:K=6:4:3(粒状)の場合である。他の肥料を使用する場合については、協議すること。

第7章 灌水

第53条 (目的)

~~土壌量の少ない植栽地及び保水力に乏しい土壌からなる植栽地では、数年毎に訪れる渇水により萎れや枯損を生じる恐れがある。また、植栽直後の樹木では、根系の水分吸収能力が弱い。このため、灌水を行い、常に十分な土壌水分の確保を図ることを目的とする。~~

第54条 (方法)

- ~~1 水が外に流出しないように数回に分けて、なるべく深主まで灌水効果が及ぶように行うこと。~~
- ~~2 朝か夕方に連続して行うこと。~~
- ~~3 撒水車などからホースにより移動しながら灌水すること。~~

~~第8章 支柱補修等~~

~~第5-5条 (目的)~~

~~支柱補修は、以下を目的とする。~~

~~1 支柱取付~~

~~樹木の健全な生育を図るため、また、強風などにより樹木が傾倒し道路交通や通行人、隣地などに被害を与えないようにするため、支柱の取付けを行う。~~

~~2 支柱撤去~~

~~健全に生育し、傾倒の可能性がなくなった樹木については、美観を損なうもとにもなるので支柱を撤去する。~~

~~3 結束直し~~

~~幹の肥大に伴い結束部がくびれ、折れやすくなるのを防止するため、あるいは、しゅろ縄などの腐朽により失われた支柱の機能を回復するために、結束直しを行う。~~

~~4 幹巻き除去~~

~~不要となった幹巻きは、美観を損なうもとであり、また病虫害の原因ともなるため、除去する。~~

~~第5-6条 (支柱取付)~~

~~「土木工事共通仕様書 (長野県)」による。~~

~~第5-7条 (支柱撤去)~~

~~1 支柱は根元から完全に引き抜く。~~

~~2 樹木を損傷しないように注意する。~~

~~3 支柱だけでなく、しゅろ縄、亜鉛引鉄線などの結束材も取り除く。~~

~~4 支柱撤去後の穴を埋め戻し、整地する。~~

~~5 引き抜いた支柱は、適正に処分する。~~

~~第5-8条 (結束直し)~~

~~1 杉皮、しゅろ縄などの材料は、新しいものを使用する。~~

~~2 結束の方法は、「土木工事共通仕様書 (長野県)」による。~~

~~第5-9条 (幹巻き除去)~~

~~1 幹巻きは完全に取り除く。~~

~~2 樹木を損傷しないように、丁寧に行う。~~

~~3 幹巻きの下に入っていた害虫 (卵やサナギ等を含む) も取り除く。~~

~~4 取り除いた幹巻きは、適正に処分する。~~

第9章 伐採・抜根

第60条—(目的)—

伐採・抜根は、以下を目的とする。

- 1 枯損、幹折れ、老朽化や病虫害などに伴い衰弱した樹木について、倒木などの危険防止
- 2 信号機、道路標識、道路照明灯などと近接し、施設機能の障害や樹木生育の支障となっている状態の改善
- 3 植栽間隔が狭い、又は植栽密度が高い樹木について、樹木の健全な育成のための間伐等

第61条—(用語の定義)—

- 1 着葉樹とは、常緑樹及び着葉期の落葉樹とする。
- 2 非着葉樹とは、休眠期の落葉樹及び枯損木とする。
- 3 高木とは樹高300cm以上、中低木とは樹高300cm未満の樹木とする。
- 4 株立ち樹木の伐採の場合は、樹冠を形成する主要な幹のそれぞれの幹周による本数分の伐採作業とする。極端に数の多い細い幹で形成される樹木の場合は監督員と協議する。

第62条—(作業の基本的な考え方)—

- 1 周辺樹木、施設などを損傷しないように注意深く行う。
- 2 伐採・抜根作業前に、監督員と協議の上、必要により近隣住民等への周知を行う。
- 3 クレーンによる機械施工を優先し、機械が使用できない場合は人力施工による伐採（切り倒し）又は吊し切り伐採を行う。なお、切り倒しは、現場で樹木を切り倒し、又は幹・枝の切り落としを行っても安全に支障のない場所や、細い（小さい）樹木の場合に限り行う。
- 4 伐採時に抜根せず切株を現地に残す際は、歩行者等の転倒の原因にならないよう伐採作業前に監督員と伐採する高さについて協議する。
- 5 伐採した樹木は枝払いし、搬入先の受入条件に合うよう所定の長さに切断する。
- 6 切断した幹や枝等は、不用意に倒木、落下させることのないよう細心の注意を払う。
- 7 抜根にあたっては、出来る限り根を残さないようにし、抜根後は埋め戻す。
- 8 伐採・抜根した樹木は、設計図書により適正に処分する。

第63条—(伐採（機械施工）)—

枝及び幹を適切な箇所で切断し、クレーンで吊りながら安全に地上まで下ろした後、樹木を所定の長さに切断する。

第9章 伐採・抜根

第64条（伐採（人力施工））

- 1 人力により枝及び幹を適切な箇所で切断し、周囲の安全に配慮して樹木の切り倒し、又は枝の切り落としを行う。
- 2 必要に応じ、落下の衝撃緩和のため切断した枝・幹等をロープで使用しておろしたり、人力によりロープ等で樹本を支えながら徐々に傾けて倒す。

第65条（吊し切り伐採）

- 1 機械施工ができず、かつ、切り倒し及び幹・枝の切り落としができない場所における伐採作業に適用する。
- 2 切断した枝や幹等は、むやみに落としてはならない。
- 3 対象樹木の枝は、適切な箇所で切断し、ロープ等で吊し、誘導しながら安全かつ慎重に目的の場所に下ろす。その後、所定の長さに切断する。
- 4 対象樹木の幹は、上部から適切な長さ毎に切断し、ロープ等で吊し、誘導しながら安全かつ慎重に目的の位置に下ろす。その後、所定の長さに切断する。
- 5 安全な高さまで上記作業を繰り返したのち、残りの切り株を地際で切断する等の作業を行う。

第66条（竹伐採）

- 1 竹伐採は竹（枯竹を含む）の伐採作業、枝はらい及び切り揃え作業を含むものとする。
- 2 竹を切る位置は必ず節止めとすること。
- 3 切り揃え作業とは、運搬・処分のために3m未満の長さに切り揃える作業をいう。
- 4 伐採材の収集、片付け、清掃を含むものとする。
- 5 場内小運搬が必要な場合は、別途、伐採材人力運搬を計上する。
- 6 （単位：㎡）と（単位：本）の違いについて
 - （1）（単位：㎡）
 - ア 竹林の皆伐に適用する。
 - イ 皆伐した竹林の面積を計測した資料を報告すること。
 - （2）（単位：本）
 - ア 監督員と立会いの上、伐採する竹を選定する。
 - イ 全数の幹周がわかるよう記録写真を撮影し、規格ごとに整理した資料を報告すること。

第67条（選木）

選木は、監督員の指示により、伐採木または保存木を選定し、確認するための表示をする作業とする。伐採木、保存木のうち数量の少ない方を選定するものとする。

第10章 倒木復旧

第68条 (目的)

台風や積雪などによる被害は、単に樹木などの損傷にとどまらず、周辺の道路交通などにも大きな影響を及ぼす場合がある。このため、傾斜木、倒木などが発生した場合に、道路交通の支障とならないように速やかに対応することを目的とする。

第69条 (応急措置)

- 1 幹折れした樹木は、幹を切断して撤去すること。
- 2 根返り又は傾倒した樹木は、樹冠を道路交通などに支障のない方向に向けるか、立て起こした後、仮支柱を施すこと。
- 3 枝折れに対しては、道路交通などに支障を及ぼしている損傷部を切除すること。
- 4 交通や隣接地に影響を及ぼしているものは、優先的に処置すること。

第70条 (倒木復旧)

- 1 根が露出していないものは、まっ直ぐに起こし、支柱に結束すること。
- 2 根が露出しているものは、掘削、水やり、支柱などをして植え直し、枝を剪定すること。
- 3 植え直しは、「土木工事共通仕様書（長野県）」によること。

第11章 芝生管理

第71条 (目的)

~~芝生管理は、芝生の美観の維持や、健全な生育を目的とする。~~

第72条 (人力抜根除草)

- ~~1 除草フォークなどを用いて根より抜き取る。~~
- ~~2 芝生を傷めないように、丁寧に抜き取る。~~
- ~~3 刈り込み作業に先立ち行うこと。~~

第73条 (刈り込み)

- ~~1 刈り込み前に、小石、ゴミなどを取り除く。~~
- ~~2 ローンモアなどで均一に刈り込み、剪除した茎葉は速やかに処分する。~~
- ~~3 樹木の根際、構造物周りなどについては、手刈りとする。~~

第74条 (目土かけ)

- ~~1 目土をトンボなどを用いて、むらなく均一にすり込む。~~
- ~~2 凹凸箇所は、目土を均一に敷均し、地表面を平坦に仕上げる。~~
- ~~3 肥料を使用する場合は、客土と肥料をむらのないようによく混合する。~~
- ~~4 目土材料、目土厚、肥料の種類、施肥量は設計図書による。~~

~~第75条 (施肥)~~

- ~~1 むらのないように均一に散布する。~~
- ~~2 固形肥料を施す場合は、降雨直後などで葉面のぬれている時は行わない。~~
- ~~3 肥料の種類、施肥量は設計図書による。~~

~~第76条 (灌水)~~

- ~~1 水が十分に根に浸透するように、均一にまく。~~
- ~~2 灌水時刻は、夏季には日中を避け、朝又は夕方に行い、冬季には日中に行う。~~